

令和2年9月

業者各位

水道総務部管財課

### 水道事業の電子入札ICカードの取扱いについて

令和元年・2年度の2年間につきましては、契約課、水道事業及び下水道事業の電子入札において、契約課及び下水道事業の電子入札ICカード（以下「カード」という。）又は水道事業のカードのどちらで参加した場合も無効又は失格とせず、有効としておりましたが、令和3年4月より契約課及び下水道事業のカードのみ有効となり、水道事業のカードはご利用いただけなくなります。水道事業のカードで参加した場合、無効又は失格となりますのでご注意ください。

また、現在お持ちの水道事業のカード情報の削除を希望される方は、所定の様式にて管財課まで提出してください。削除後は、水道事業で登録した業者番号及びパスワードでの利用者登録ができなくなりますのでご注意ください。

ご不明な点があれば下記までご連絡をお願いします。

問い合わせ先

東大阪市上下水道局 水道総務部管財課

Tel 06-6724-1221 契約担当

Mail [suidonyusatu@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:suidonyusatu@city.higashiosaka.lg.jp)

令和 年 月 日

東大阪市上下水道局（水道事業）の電子入札 I C カード情報削除依頼申請書

東大阪市電子入札システムに使用する電子認証 I C カード（水道事業）が令和 2 年度末で  
利用できなくなることに伴い、I C カード情報の削除を依頼します。

（あて先）東大阪市上下水道事業管理者

所 在 地

（ 電 話 ）

（ふりがな）

商号又は名称

代表者職及び氏名

（印）

【注意】

削除後は、水道事業のカードとしてのご利用はできません。